

様式第九（第5条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成31年1月18日

2. 認定新技術等実証実施者の名称
株式会社Crypto Garage 代表取締役 大熊 将人

3. 認定新技術等実証計画の目標
仮想通貨交換業者間で即時に暗号資産の売買を実現できる取引環境の構築

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

サイドチェーン技術（許可された特定の参加者のみが参加した承認スピードが速い分散台帳技術）を用い、Bitcoin及び法定通貨を裏付けとするトークンを同時交換することにより仮想通貨交換業者間でBitcoinの売買を即時に実現できる取引プラットフォームの構築。

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証用にプラットフォームを構築し、登録済み国内仮想通貨交換業者3-5社が参加して、当該プラットフォーム上で実際に取引を実施する。

プラットフォームの仕組み、リスク等を明示して参加者から同意を得るほか、期間は平成31年1月から1年間とし、取引限度額を設定する。実証期間中はプラットフォームの利用は無料とする。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

サイドチェーン記録及び当社が保有する取引記録をもとに、本実証における参加者の特性等を踏まえた管理方法やサイドチェーン上の取引の安全性等の検証、価格形成の透明化等により安定的かつ公正な仮想通貨交換業者間の取引市場が成立することの検証等を行う。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(実施期間) 平成31年1月～32年1月までの1年間

(実施場所) インターネット上

※なお、当プラットフォームへのアクセスは、専用のプログラム及びIDを当社が付与した参加者（登録済み国内仮想通貨交換業者（3-5社））に限定される。

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
(参加者等の範囲) 登録済み国内仮想通貨交換業者(3-5社)
(同意の取得方法) プラットフォームの仕組み、留意事項、リスクを明示したうえで参加合意契約を締結

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
 - ・資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)
 - 第二条
 - 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - 7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。
 - 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
 - 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
 - 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。
 - 第六十三条の二
 - 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし